慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	コロナと大学：解題
Sub Title	
Author	田髙, 寛貴(Tadaka, Hirotaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2022
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.95, No.12 (2022. 12) ,p.59- 65
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事：令和四年度慶應法学会シンポジウム：コロナと大学
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20221228-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事：令和四年度慶應法学会シンポジウム

コロナと大学

解　題

法学部教授　田髙寛貴

令和四年度の慶應法学会は、同年七月二日にオンライン形式で開催された。本年度のシンポジウムのテーマは「コロナと大学」であり、昨年度に引き続いて新型コロナウイルスに関する問題が取り上げられた。

新型コロナウイルスの感染拡大は、その発生が確認されてから二年以上を経過してもなお、終息する見通しが立っていない。この間、わたしたちの社会生活は、コロナに順応することを余儀なくされてきたが、大学が担う教育・研究・医療等もまた、急激な環境変化にさらされた。対面での教育・研究の活動が叶わない状況をもたらしたコロナ禍は、はからずも、これからの大学教育、ひいては大学のあり方それ自体を再考する契機になった。コロナ禍に直面した大学はどのように変わり、また変わるべきかを追究するべく、今回のシンポジウムは企画された。

授業をオンラインと対面のいずれで実施するべきか、この状況下でとりうる最良の教育方法とは何か。この間、大学は難しい判断を迫られてきた。二〇二〇年一一月（それは、その後も数次にわたり感染のピークが到来したことを知る今にして思えば、コロナ禍の初期段階だったわけであるが）、文部科学大臣は、「毎日パソコンの前で授業を繰り返している学生が精神的にいい環境にあるとは思えない」として、学生たちの声に向き合い、対面による授業を増やすよう大学に強く求めた（二〇二〇年一一月一九日付新聞各紙等参照）。文科省が

いう、大学教育の本来のあり方を追求しその実現・回復を志向する平時の論理と、本来のあり方を枉げても事態を乗り越えようと奮闘する大学側の危機の論理は、この時期、激しく対立していた（授業実施形態に関する政策転換の過程を分析したものとして、三津田悠「二〇二〇年度のコロナ禍における大学での対面授業推進政策の論理と倫理」早稲田大学大学院文学研究科紀要六七輯六三頁以下等参照）。

ウィズ・コロナも二年目を迎えた二〇二一年四月、文部科学省高等教育局長は、「大学等における遠隔授業の取り扱いについて（周知）」を大学設置諸機関に向けて発出した。ここでは、「大学は、学生がキャンパスに来て学ぶことを前提とした学校であり、各大学は、学生に寄り添った対応を講じ、学生が安心し、十分納得した形で学修できる環境を確保することが重要である」としつつ、双方向性を有する遠隔授業は、それが半数を超えない範囲で行われるのであれば、教室等において対面で授業を行うことを想定した面接授業の科目として取り扱えるものとし、これによって、海外在住の日本人学生や自国にいる外国人留学生も海外から遠隔授業による履修を可能とする創意工夫も各大学において図れることが示された（https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00027.html〔文部科学省ホームページ〕参照）。ここには、危機時の対応として登場したオンライン授業を、ポスト・コロナの時代を見据え、平時のあるべき大学教育の方途のなかに組み込んでいくことが指針として表されているといえる。

大学教育の一端を担う者として、筆者自身は、オンライン授業の積極的推進には些かの躊躇を覚えないではない。オンライン授業を受けていた学生に対して実施した対面での期末試験の結果は、惨憺たるものであった。学力低下に対する同様の嘆きは、多くの教員からも聞かれた。オンデマンド方式のオンライン授業には、自分の好きなタイミングで授業を受け、分からないところを反復して視聴できるといった効用がある。しかし、そうした特性はマイナスにも作用する。ひとり自宅に居ながら、理解をしてやろうという緊張感をもって、継続的に授業を視聴することを、どれほどの学生ができただろう。伝える熱意と、それを受け止める熱意を教員と学生が相互に共有しながら展開される対面授業には、オンラインでは代替できない教育効果がある。そうした確信が得られたからこそ、慶應義塾

大学法学部では、二〇二二年度の授業を原則として対面とする方針がとられたともいえる。

――などと、ここまではオンライン授業に対する消極的な意見を書き連ねてきたが、当然のことながら、オンライン授業の効用をすべて否定し、旧来の授業形態に戻すことが最善・最良の教育であるとはいいえない。対面授業のもつ効用を再認識できたからこそ、オンライン授業においてもそれを再現できるよう創意を凝らすことも可能になったといえる。オンラインと対面の両方のメリットを活かせるような、真の意味での「ハイブリッド」教育を模索していくことが、今後も必要となろう。

教育手法の創意工夫のみならず、学生の健康・安全の確保と教育を受ける機会の保障を両立させる体制の構築（例えば、コロナ感染者や濃厚接触者の情報をどのように把握し処遇するのか、対面授業参加者と同等の教育をどのように提供するか、ひいては、オンライン環境の整わない学生をどう支援するか等々）も、コロナ禍に直面した大学において急務とされた。

大学は、単なる上意下達の組織ではなく、学問・教授の自由をもつ教授陣、そして自主性・自律性をもつ各ファカルティの集合体から成り、さらには、教育を受ける側の学生もまた自主性が尊重されるべき大学の重要な構成員である。そうであるがゆえに、危機管理体制の構築等々、大学としてコロナ禍に対する積極的な施策を打ち出し、それを実現していくのには少なからぬ困難があったように思われる。しかし、そうしたさまざまな課題への対処を続けていくなかで得られた危機管理のノウハウ、そして、自主性をもつ構成員の集合体である大学の意思決定のあり方の模索は、――なお不十分なところを残しつつも――それ自体、コロナ禍によって大学にもたらされた貴重な遺産と捉えることもできるだろう。

大学は、もとより知の専門家集団として、学問を醸成し、その叡智を社会に発信していくべき存在である。医療や経済再生に寄与する医学や経済学と同様、コロナ禍の混沌とした状況を鎮めて社会秩序を形成し、それを維持する、さらには新たな社会を構想していくためには、法学・政治学の研究が、今後いっそう重要な役割を担うべきこととなろう。危機管理の知見、社会科学の担い手としての知見を、どのように社会に発信

し、役立たせていくのか。コロナの終息は見通せず、この先も当面はウィズ・コロナの社会が続く可能性も否定できないが、いずれにせよ、そうした社会において大学が果たすべき役割に思いを致し、それを主体的に実践していくことを考えていかなければならないだろう。

このたびのシンポジウムは、こうしたコロナ禍において大学が直面したさまざまな危機とその克服の方途に多面的に向き合うものとなった。当日は、慶應義塾大学法学部長・堤林剣氏による開会の辞に続いて、情報経営イノベーション専門職大学学長・中村伊知哉氏、慶應義塾大学法学部教授・大林啓吾氏、宇都宮大学地域デザイン科学部准教授・三田妃路佳氏の三氏による報告があり、その後、報告者間でのパネルディスカッション、そして、参加者から寄せられた質問に基づく質疑応答などが展開された（司会は本稿執筆の田髙が務めた）。三氏の報告の詳細については、本稿に引き続いて掲載されている報告者ご自身の手になる論稿を参照いただくこととして、以下では、それぞれの報告について、若干の感想も交えつつ簡単に紹介をさせていただく。

(1) 中村報告「コロナ後に求められる大学」

中村報告は、これまでの人類の歩みのその先に訪れる「第五の文明」とも位置づけうる、コロナ禍によるオンラインの進展がもたらした「リアルとバーチャル」「集中と分散」を併せ持つニュー・ノーマルの世界を描出することからはじまる。そして、新たな時代に求められる新たな大学を構想するべく、その一つのモデルとして、中村氏が学長を務める「情報経営イノベーション専門職大学（iU）」の開学理念と取組みが紹介された。

中村氏は、郵政省にてマルチメディア政策、インターネット政策の推進に尽力され、同省退官後も現在に至るまで、国内外の大学における教育研究に携わり、またクールジャパン戦略推進のためのCreate Japanワーキンググループ委員をはじめさまざまな政府委員をお務めになる等々、多種多彩なお立場、局面において日本のデジタル社会への展開を牽引してこられた。大学のキャンパスは必須のものではなく、ときに国の壁を越え、さまざまな大学の教育をオンラインで受け

る、社会人としての生活と出入りを繰り返しながら大学で学ぶ――そうした新たな大学教育のあり方は、すでに現実の社会のなかに確たるものとして見いだされることが、同氏の報告では紹介されていた。氏のめざす新たな大学像の構想とその実現は、単なる夢物語ではなく、ＤＸ社会における現実世界の潮流に裏打ちされたものであり、このたびの中村報告が、これからの大学教育、ひいては大学のあり方を根本から見つめ直す貴重な契機となったのは間違いない。

前述したように、筆者自身はオンライン教育の限界を感じていないわけではなく、当日の質疑応答では、そうした率直な思いを中村氏にお尋ねしてみた。中村氏からは、従前の対面授業を単にオンラインに置き換えるだけでは十分な教育効果を獲得できないのは当然であって、それには相当の創意工夫が必要となること、しかし、あるべき教育方法の構築のために国全体として叡智を結集させるしくみが十分構築されていないこと等の問題をご指摘いただいた。ビジネスのイノベーションを担う人材の育成をはかるｉＵの試みをオンライン教育の一つの理念型として見据えつつ、各学問分野の特性をふまえ、それに相応した教育方法を見いだす努力を重ねるべきこと、意をあらたにした。

⑵　大林報告「パンデミックと学問の自由――新型コロナ禍からみた大学・学問の役割」

大林報告は、憲法が保障する学問の自由の観点から、パンデミック下において大学や学問がいかなる役割を果たすべきかについて検討したものである。パンデミックの状況下にあって、大学には積極的に専門知に基づく情報を発信することが求められること、そのためには、真理の探究を促進できる環境を創出する必要のあることが、学問の自由を担い、真理の探究を旨とする大学の公共的機能という見地から、力強く主張された。

同報告が述べるように、大学が真理を探究する専門家集団として社会利益に貢献し続けるためには、多数人が一所に集まることが制約される状況の下でも、大学が研究成果を持ち寄り議論する「場」の役割を果たせるようなしくみを作ることが必要となろう。それに加え、大学が自律的な学問共同体であり続けるためには、構成員が意見表明や議論をする機会を確保し、大学の意思決定に主体的に関わる体制を整えることが要

請される。効率性という見地からすれば対面の議論を不可欠のものと捉えるべきではないが、しかしオンラインによる研究会や会議が活発な意見交換や議論を醸成しがたいことは否定できない。学問の自由の主体的実践のためにも、コロナ禍を機に、よりよい対話の方法を模索していく必要があることにつき、大林報告から多くの示唆をいただいた。

(3) 三田報告「新型コロナウイルス対策における政策実施組織と対象との相互作用」

三田報告は、行政学、政策過程論、地方自治論を専門とする研究者の視点から、まん延防止等重点措置として実施された飲食店等への時短や休業の要請について、各自治体がどのような方法で実効性を持たせたのかを分析し、実施組織と対象との相互作用を明らかにすることを通じて、大学におけるコロナに関する政策実施の指針を得ようとしたものである。

同報告では、国や東京都から同一の法律・方針が示されるトップダウンの下にあっても、それぞれの東京特別区で、相当異なる施策が講じられているという状況が紹介された。筆者がとくに興味をひかれたのは、特別区のなかには、独自基準で認証ステッカーを作成し、その交付にあたって区と飲食店との間での勉強会・連絡会への参加を求めることにより、情報共有の機会を創設する、といった例もみられたことである。文科省からの要請に応えつつも、それぞれの大学が、現場の声を吸い上げて独自に創意をこらし、ボトムアップ方式で施策を講じていくことの可能性、さらには、制約を受ける側にある学生との対話を通じ、相互理解を深めていくなかで、大学の危機管理体制を構築していくことの必要性、重要性を学ばせていただいた。

三先生のご報告からは、コロナに向き合い、そしてコロナ後をも見据えた、DX時代のあるべき大学教育、学問の府としての社会貢献、施策実現の方途について重要な視点を学ばせていただき、引き続いての三先生の間で繰り広げられたディスカッションでは、新たな困難に対峙したときに求められる解決の方途の創成が、多分野の学問の相互連関からよりよく生み出されることを体感することができた。末筆ながら、ご報告をいただいた先生方、当日貴重なご質問をお寄せいただき議論の深化の契機を導出して下さったご参加の先生方、

そして、慶應法学会の幹事長・駒村圭吾先生、青木淳一先生はじめ幹事の皆様の多大なるお力添えに対し、心からの感謝を表したい。